

2016（平成 28）年度 一橋大学法科大学院年次報告書

1. 設置者

国立大学法人一橋大学

2. 教育上の基本組織

大学院法学研究科法務専攻

3. 教員組織(2016 年 5 月 1 日現在)

教員の数は、専任教員 24 人、兼任教員 21 人、兼任教員 33 人である。専任教員中、教授 22 人（うち特任教授 4 人）、准教授 2 人である。

授業科目別専任教員数一覧

	教授	准教授	その他	合計
憲法	1			1
行政法	1			1
民法	4			4
商法	2	1		3
民事訴訟法	2			2
刑法	1			1
刑事訴訟法	1			1
法律実務基礎科目	4			4
基礎法学・隣接科目	2			2
展開・先端科目	4	1		5
合計	22	2		24

教員一覧

教 員 名	分類※	種 別	専門分野
滝沢 昌彦	専	法科大学院長・教授	民法
山田 洋	専	教授	行政法
佐藤 哲夫	専	教授	国際法
森村 進	専	教授	法哲学
山部 俊文	専	教授	経済法
阿部 博友	実・専	教授	国際取引法
橋本 正博	専	教授	刑法
阪口 正二郎	専	教授	憲法
青木 孝之	実・専	教授	刑事実務
山本 和彦	専	教授	民事訴訟法
葛野 尋之	専	教授	刑事訴訟法
ジョン・ミドル トン	専	教授	英米法
小粥 太郎	専	教授	民法
仮屋 広郷	専	教授	商法
石田 剛	専	教授	民法
酒井 太郎	専	教授	商法
水元 宏典	専	教授	民事訴訟法
角田 美穂子	専	教授	民法
高橋 真弓	専	准教授	商法
竹下 啓介	専	准教授	国際私法
射手矢 好雄	(実・み)	ビジネスロー・コース担当 特任教授	ビジネス・ロー
柴崎 晃一	実・み	特任教授	民事実務
関根 規夫	実・み	特任教授	民事裁判
吉野 太人	実・み	特任教授	刑事実務

教 員 名	分類※	本務先※	専門分野、(担当科目)
青木 人志	兼担	法学研究科 教授	比較法
薄井 一成	兼担	法学研究科 准教授	行政法
王 云海	兼担	法学研究科 教授	比較刑事法
山田 敦	兼担	法学研究科 教授	国際制度論
長塚 真琴	兼担	法学研究科 教授	知的財産法
中西 優美子	兼担	法学研究科 教授	EU 法
高橋 滋	兼担	法学研究科 教授	行政法、環境法
但見 亮	兼担	法学研究科 准教授	中国法
本庄 武	兼担	法学研究科 教授	刑事法
盛 誠吾	兼担	法学研究科 特任教授	労働法
杉山 悦子	兼担	法学研究科 准教授	民事訴訟法
屋敷 二郎	兼担	法学研究科 教授	西洋法制史
渡邊 康行	兼担	法学研究科 教授	憲法
只野 雅人	兼担	法学研究科 教授	憲法
緑 大輔	兼担	法学研究科 准教授	刑事法
神山 弘行	兼担	法学研究科 准教授	租税法
松園 潤一朗	兼担	法学研究科 講師	日本法制史
相澤 英孝	兼担	国際企業戦略研究科 教授	知的財産法
井上 由里子	兼担	国際企業戦略研究科 教授	知的財産法
東松 修太郎	兼担	国際企業戦略研究科 准教授	知的財産法
岩倉 正和	兼担	国際企業戦略研究科 教授(西村 あさひ法律事務所 弁護士)	会社法
織 朱實	兼任	上智大学大学院地球環境学研究 科 教授	(環境法、発展ゼミ Ⅱ)
河合 幹雄	兼任	桐蔭横浜大学法学部法律学科 教授	(法社会学)
神尾 真知子	兼任	日本大学法学部法律学科 教授	(社会保障法)
齋藤 雅弘	兼任	四谷の森法律事務所 弁護士	(消費者法)
品谷 篤哉	兼任	立命館大学法学部 教授	(金融商品取引法)
白田 秀彰	兼任	法政大学社会学部 准教授	(情報法)
荒川 歩	兼任	武蔵野美術大学造形学部 准教授	(法と心理学)
間宮 勇	兼任	明治大学法学部 専任教授	(国際経済法)
長屋 文裕	兼任	長屋文裕法律事務所 弁護士	(公法実務基礎)
阿部 浩己	兼任	神奈川大学法科大学院 教授	(国際人権法)

松原 拓郎	兼任	弁護士法人多摩パブリック法律事務所 弁護士	(少年法)
沖野 眞己	兼任	東京大学法学政治学研究科 教授	(信託法)
野田 博	兼任	中央大学法学部 教授	(外国法文献読解Ⅰ)
小野 秀誠	兼任	独協大学法学部法律学科 教授	(民法Ⅳ、民事判例研究)
田中 良弘	兼任	新潟大学法学部 准教授	(法と公共政策)
贅田 健二郎	兼任	立川フォートレス法律事務所 弁護士	(刑事証拠法)
児玉 安司	兼任	新星総合法律事務所 弁護士	(医事法)
池永 朝昭	兼任	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	(実践ゼミ「企業法務」)
梅田 康宏	兼任	日本放送協会総合リスク管理室 法務部 法務主査/弁護士	(実践ゼミ「企業法務」)
戸田 暁	兼任	西村・あさひ法律事務所 弁護士	(実践ゼミ「知的財産法」)
原 悦子	兼任	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	(実践独占禁止法)
植村 幸也	兼任	弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士	(実践独占禁止法)
末 啓一郎	兼任	ブレイクモア法律事務所 弁護士	(実践国際経済法)
小野 傑	兼任	西村・あさひ法律事務所 弁護士	(実践金融法)
佐藤 丈文	兼任	西村・あさひ法律事務所 弁護士	(実践金融法)
伊東 啓	兼任	西村・あさひ法律事務所 弁護士	(実践金融法)
中村 慈美	兼任	中村慈美税理士事務所 所長 税理士	(実践税法)
小松 誠志	兼任	中村慈美税理士事務所 税理士	(実践税法)
石井 裕介	兼任	森・濱田松本法律事務所 弁護士	(実践ビジネスローⅠ (会社法))
田中 康之	兼任	株式会社 ASPASIO 代表取締役 公認会計士	(実践ビジネスローⅡ (会計・企業財務論))
岡田 和樹	兼任	フレッシュフィールドズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 弁護士	(ワールド・ビジネス・ロー)

伊藤 亮介	兼任	TMI 総合法律事務所 弁護士	(ワールド・ビジネス・ロー)
鈴木 正貢	兼任	ベーカー&マッケンジー法律事務所 弁護士・弁理士	(ワールド・ビジネス・ロー)

※分類欄の「専」は専任教員、「実」は設置時に実務家教員として審査を受けた者、「み」は、みなし専任教員である。

※本務先については、平成 28 年 5 月 1 日現在の情報である。

4. 収容定員及び在籍者数

収容定員 255 人（入学定員 85 人）

在籍者数 196 人（平成 28 年 5 月 1 日現在）

法科大学院入学・在籍等一覧

	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	入学者	修了者	退学者	除籍者	入学者	修了者	退学者	除籍者	入学者	修了者	退学者	除籍者
未修者	24	28	5	0	25	21	1	1	23	20	1	0
既修者	64	58	8	0	65	57	4	1	65	60	9	0
計	88	86	13	0	90	78	5	2	88	80	10	0

平成 26 年度在籍者内訳

	1 年次			2 年次			3 年次			計		
	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者
未修者	25	1	1	24	0	2	28	0	0	77	1	3
既修者				65	0	1	60	0	0	125	0	1
計	25	1	1	89	0	3	88	0	0	202	1	4

※休学者、留年者は、内数。

※留年して休学は、両方にカウント。

平成 27 年度在籍者内訳

	1 年次			2 年次			3 年次			計		
	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者
未修者	27	1	2	21	0	1	21	0	0	69	1	3
既修者				65	0	0	59	0	1	124	0	1
計	27	1	2	86	0	1	80	0	1	193	1	4

※休学者、留年者は、内数。

※留年して休学は、両方にカウント。

平成 28 年度在籍者内訳

	1 年次			2 年次			3 年次			計		
	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者
未修者	25	0	2	24	0	1	20	0	0	69	0	3
既修者				65	0	0	62	1	1	127	1	1
計	25	0	2	89	0	1	82	1	1	196	1	4

※休学者、留年者は、内数。

※留年して休学は、両方にカウント。

5. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、ビジネス法務に精通し、広く国際的視野を有し、人権感覚に優れた法曹を養成することを目的としている。それを踏まえて、次のアドミッション・ポリシーを設定し、説明会等において公表している。

- ①公平性・開放性・多様性を確保する。
- ②法律学の基礎的な学識を有する者とともに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる。
- ③社会人・他学部出身者については、活動実績及び学業成績を適確に評価することにより、専門職大学院設置基準が求める程度の人数が入学できるようにする。

このアドミッション・ポリシーに基づいて、入学者の選抜においては、本学出身者と他学出身者を一切区別することなく、公平・公正に入学者選抜を行っている。

また、法学未修者と法学既修者を別定員で募集するとともに、英語試験（TOEIC）の成績・自己推薦書・学業成績の提出を求め、それらを適切に評価すること、および、個別面接を実施すること等により、多様な知識・経験を有する入学者を確保することに努めている。

(2) 入学者選抜方法

法学未修者と法学既修者に分けて、次のような方法で入学者選抜を行っている。なお、(ア)、(イ)の一般入試のほかに、2017年度入学試験（2016年に実施する入学者選抜試験）から、(エ)の他学部出身者・社会人経験者対象特別選抜試験を開始する。

(ア) 法学未修者（一般入試）

第1次選抜

- ① 適性試験管理委員会が実施した法科大学院全国統一適性試験の成績②TOEICの成績により第1次選抜を行う（配点比率は、①適性試験の成績 75%、②TOEICの成績 25%である）。

第2次選抜

小論文試験を実施し、①小論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績の審査結果、及び④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う

第3次選抜

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

(イ) 法学既修者（一般入試）

第1次選抜

- ①適性試験管理委員会が実施した法科大学院全国統一適性試験の成績②TOEICの成

績により第1次選抜を行う（配点比率は、①適性試験の成績 75%、②TOEIC の成績 25%である）。

第2次選抜

憲法・民事法（民法及び民事訴訟法）・刑事法（刑法及び刑事訴訟法）の3科目について法学論文試験を実施し、①法学論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績の審査結果、及び④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う。

第3次選抜

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

（ウ）入学者選抜評価の視点（一般入試）

第1次選抜

法科大学院全国統一適性試験の成績、及び英語（TOEIC）の成績に基づく客観的な方法で選抜を実施することとしている。なお、2013年度入学者選抜から、基礎的能力を適切に判断するため、適正試験の点数については、適性試験の総受験者の下位から15%をめどに本法科大学院が設定する入学最低基準点に満たない者は、TOEICの成績如何にかかわらず不合格とする措置をとることとしている。

法学未修者を対象とする第2次選抜

小論文試験を課すことにより問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位及び多種多様な経験等を審査し、さらに大学での学業成績を審査する。

法学既修者を対象とする第2次選抜

法学論文試験を課すことにより憲法・民事法・刑事法について法律学の専門知識を前提とする問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位等及び経験等を審査し、さらに大学での学業成績を審査する。ただし、5科目（民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・憲法）の各科目の得点が、一定の水準（第2年次の授業に参加しうる水準）に達しない場合、第2次選抜の総合得点の順位にかかわらず不合格とする。

第3次選抜

個別の面接によって、法科大学院で学ぶ者としての適性や法曹としての適性を審査する。

（エ）他学部出身者・社会人経験者対象特別選抜試験（法学未修者）

2017年度入学試験（2016年に実施する入学者選抜試験）から、一般入試とは別に「他学部出身者・社会人経験者対象特別選抜試験」を導入する。

① 出願資格

- ・他学部出身者…以下の学位以外の学位を授与された者、授与される予定の者
「学士（法学）」・「学士（法律学）」・「学士（現代法学）」・「学士（法）」

- ・社会人経験者…出願時点において大学卒業後 2 年以上の社会的な活動を経験している者

② 選抜方法

法科大学院全国適性試験の成績（第 1 部～第 3 部）、TOEIC の成績、学業成績、自己推薦書、及び面接試験の結果を総合して可否を判定する。

③ 実施時期 一般入試よりも先に募集（8 月下旬頃）し、第 1 次選抜、第 2 次選抜（面接）試験を経て、合格発表（9 月下旬頃）する。

④ 募集人数 法学未修者コース（3 年修了予定）…若干名

法科大学院入学者選抜実施状況（平成 26 年度）

	志 願 者 数			第 1 次選抜合格者数			第 2 次選抜受験者数			第 2 次選抜合格者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	5	71	76	5	71	76	5	51	56	5	36	41
既修者	37	243	280	37	243	280	33	175	208	18	60	78
計	42	314	356	42	314	356	38	226	264	23	96	119

	第 3 次選抜受験者数			第 3 次選抜合格者数			第 3 次選抜入学者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	5	35	40	4	24	28	3	21	24
既修者	18	60	78	17	47	64	17	47	64
計	23	95	118	21	71	92	20	68	88

志願者・入学者内訳

	志願者数			入学者数		
	男	女	他学部	社会人	男	女
未修者	48	28	24	17	14	10
既修者	212	68	22	13	43	21
計	260	96	46	30	57	31

法科大学院入学者選拔実施状況（平成 27 年度）

	志 願 者 数			第 1 次選抜合格者数			第 2 次選抜受験者数			第 2 次選抜合格者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	5	81	86	5	75	80	4	47	51	4	35	39
既修者	36	264	300	36	249	285	33	202	235	21	63	84
計	41	345	386	41	324	365	37	249	286	25	98	123

	第 3 次選抜受験者数			第 3 次選抜合格者数			第 3 次選抜入学者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	4	35	39	1	25	26	1	24	25
既修者	21	62	83	17	50	67	17	48	65
計	25	97	122	18	75	93	18	72	90

志願者・入学者内訳

	志願者数				入学者数			
	男	女	他学部	社会人	男	女	他学部	社会人
未修者	46	40	28	18	9	16	9	4
既修者	227	73	16	14	47	18	0	2
計	273	113	44	32	56	34	9	6

法科大学院入学選抜実施状況（平成28年度）

	志 願 者 数			第1次選抜合格者数			第2次選抜受験者数			第2次選抜合格者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	2	64	66	2	63	65	2	53	55	2	38	40
既修者	42	186	228	42	185	227	38	150	188	21	55	76
計	44	250	294	44	248	292	40	203	243	23	93	116

	第3次選抜受験者数			第3次選抜合格者数			第3次選抜入学者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	2	38	40	2	23	25	2	21	23
既修者	21	55	76	20	45	65	20	45	65
計	23	93	116	22	68	90	22	66	88

志願者・入学者内訳

	志願者数				入学者数			
	男	女	他学部	社会人	男	女	他学部	社会人
未修者	45	21	22	16	14	9	10	4
既修者	157	71	16	16	39	26	1	0
計	202	92	38	32	53	35	11	4

6. 標準修了年限

3 年（ただし、法科大学院が実施する法学既修者試験に合格した者については 2 年）

7. 教育課程及び教育方法

（1）教育課程

本法科大学院の 1 年次は未修者のみから構成される。既修者の認定は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 5 科目について行われる入学試験によることに対応して、未修者は、1 年目に上記 5 科目を中心に履修することとし、1 年を経た段階で、これらの科目については、既修者にはほぼ匹敵する知識・能力を修得していることを目指す。また、基礎法学の科目である「比較法制度論」を置き、広い視野を与える。さらに、民事訴訟法および刑事訴訟法授業の一環として裁判所などの見学をして、実務の一端に触れさせる。これらの授業は、少人数（25 名程度）で行われるが、ほかに、随意科目として、より少人数（15 名程度）の「導入ゼミ」及び「法律文書作成ゼミ」を設け、入門的教育のほか、未修者が初めて法学を学ぶ際に直面する学習上の問題や法律的な文章表現の訓練等にきめ細かく対処できるようにしている。

2 年次では、未修者と既修者が合流する。ここでも法律基本科目が主軸となるが、その中核をなすのが演習科目である。公法・民事法・刑事法・企業法の演習（1 クラス 45 名程度）で、未修者と既修者のいずれもがより高いレベルに到達するための授業をし、問題解決能力を育成する。また、未修者及び既修者について、「行政法Ⅰ」、「会社法」、「商法総則・商行為・手形小切手」を必修とし、この分野を全員が修得する。さらに、多様な選択科目群を提供する。ここでは未修者と既修者の必要取得単位数に差を設け、既修者は、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目をより多く履修するようにする。夏期には、「夏期特別研修」（エクスターンシップ。自由選択科目 1 単位）で、現実の社会における法の機能を体験する機会を与える。後期に、実務基礎科目である「民事裁判基礎Ⅰ」および「法曹倫理Ⅰ」各 1 単位を履修する。

3 年次では、未修者・既修者の区別はなく、完全に共通の授業科目となる。ここでは、理論科目のほか、合計 10 単位（必修）の法律実務基礎科目が配置される（「民事法務基礎」、「刑事実務概論」、「公法実務基礎」、「模擬裁判」、「法曹倫理Ⅱ」、「民事裁判基礎Ⅱ」）。これにより、それまでに培われた理論的・体系的な法律知識・法的思考方法を、現実の問題を解決しうる実践的な能力へと発展させる。これらの科目は、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員により行われる。このほか、実務家教員等とその他の専任教員との協力による科目（「民事判例研究」）がある。また、「人権クリニック」では、実務に接する機会が与えられる。この間、上記科目のほか、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目にもわたる多様な選択科目の履修を通じて、幅広い法的視野が得

られる。さらに、ごく少人数のゼミ形式で行われる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」では、多様な法分野の中の特定のテーマについて、深く検討される。

3年次では、選択コースとして、「ビジネスロー・コース」が置かれる。このコースを選択した学生は、千代田区神田一ツ橋にある千代田キャンパスに週1日通学し、14単位相当分の科目について、先端的なビジネス法務関連科目を履修する。このコースでは、国際企業戦略研究科経営法務専攻の教員の協力の下に、弁護士などの実務家教員が関与し、最新の実務に即した教育がなされる。2016年度にビジネスロー・コースを選択した学生は、3年次在籍者82名中26名である。

本法科大学院では、実定法・基礎法の研究者養成への対応も考えている。一橋大学では、長年にわたって多数の優れた法学研究者を養成してきており、この役割は今後も変わることがないと自覚している。他方、法科大学院設置後は、法学の研究を志望する者も、少なくとも実定法の分野において、さらには基礎法の分野においても、法科大学院における教育を受けることが望ましいと考える。そこで、研究者志望者を主な対象として、法科大学院で通常の履修をしつつ、研究の基礎に着手できるよう、「法学研究基礎」（4単位。任意科目）を用意した。2016年度において、この科目を履修している学生は、6名である。

（２）教育方法

1年生（未修者）を対象とする科目は25人程度のクラスで開講されており、また、2年生や3年生を対象とする科目においても、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が必要とされる法律基本科目のすべておよびほとんどの必修科目については、A及びBの2クラスに分けることにより50人以下による教育が実現している。

1年生（未修者）を対象とする科目は講義科目が多いが、未修者は、具体的な問題を解決する能力を養う前提として、先ず最低限の法的知識や素養を身につける必要があるため、これは当然である。また、講義形式ではあるが、25名程度のクラスであるから、一方的な講義だけではなく、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、多くの科目で講義とソクラティック・メソッド（対話方式）とが併用されている。

また、1年生（未修者）については、未修者教育をより一層充実させるという観点から、2016年度に担任制度を導入した。各学期末に担任教員と面談をし、勉学、学生生活に関する事項等について指導・助言を受けることができる。

2年生や3年生を対象とする科目のうち、基本的で重要な科目は演習の形式で教育されるが、この場合には、教員が事前に計画を立ててシラバスを通して学生に予告されたプランにしたがって、講義に先立って教材を配布又は指定して予習を求め、それを前提として授業を行う。教材とされるのはケースや判決などであり、それについて教室で討論することにより実践的な問題解決能力を養う。なお、基本科目以外のより高度な科目においても演習形式による「発展ゼミ」や「実践ゼミ」が行われており、ここでも双方向又は多方向的な教育が実現している。

2年生や3年生を対象とする科目のうち基本科目でないものについては講義形式のものが多く、履修者が20人前後であることが多い。この場合には、講義形式ではあっても、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、そのことを前提として事前に資料等を配布して予習を求めるものが多い。

なお、以上述べたように多くの科目において事前の予習やレポートの提出などが要求されているが、他方、課題が集中しないように、掲示等を通して教師相互で情報を交換して、学生の負担が適切になる配慮している。

夏期特別研修（エクスターンシップ）については、学生に対して予め説明会を行い守秘義務等について指導し、また、事後には報告書を提出させて成績評価の資料としている。

専任及び兼任教員は、質問のためのオフィス・アワーを週1回設けている。

8. 成績評価及び課程の修了

（1）成績評価基準

履修科目の成績評価は、A B C D Fの5段階評価である。

A きわめて優秀

B 優秀

C 能力や知識が望ましい水準に達している

D 一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する

ただし、発展ゼミⅠ及びⅡ、夏期特別研修、法学研究基礎、導入ゼミ、法律文書作成ゼミ、模擬裁判及び問題解決実践についてはE、Fの2段階評価である。

E 合格

F 不合格

成績評価にあたっては、期末試験の結果のみならず、提出課題、平常の成績、出席状況をバランスよく加味することによって、総合的多面的な評価が行われる。かつ、法科大学院教授会の申合わせとして、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とされている。

総履修取得単位に対してD以下の評価の割合が3割を超えた者に対しては、法科大学院長が警告と助言等を行う等の措置がとられる。

（2）進級認定

本法科大学院においては、第2年次進級の要件、第3年次進級の要件をそれぞれ次のように定め、これを厳正に実施している。2008年入学者から、進級および修了の要件として、必修科目のGPAが1.7以上であることを課すようになった。

（ア）2年次への進級要件

第2年次への進級要件は、①第1年次の科目31単位（随意科目を除く第1年次科目のす

べて)を履修し、かつ、②それらのGPAが1.7以上であること。③さらに、2014年度から憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目全てに合格することが必須となる論述式の進級試験を課している。

(イ) 3年次への進級要件

第3年次への進級の要件は、未修者と既修者とで異なっているものの、基本的には、①必修科目のすべてを履修していること、②指定された学期群から指定された単位数の選択科目を履修すること、が進級に際して求められる。また、必修科目のGPAが1.7以上であることが必要である。

第2年次に留年した学生は、既に取得した第2年次の科目を再度履修する必要はなく、また、一定の範囲の第3年次の選択科目を履修することができる。これは、原級留置期間中に学生の学習意欲が維持されることを期待しての措置である。

(3) 修了の認定

本法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、95単位以上を修得することである。それに加えて、3年次必修科目のGPAが1.7以上であることが必要である。

- 1 法科大学院規則別表第1欄に定める必修科目 77単位
- 2 同別表第2-A欄及び同第2-B欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各4単位又2単位 計18単位

第3年次においてビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、95単位以上を修得することである。

- 1 法科大学院規則別表第1欄に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」「発展ゼミⅡ」を除く科目 73単位
- 2 同別表第2-A欄に定める選択科目 8単位
- 3 同別表第3-A欄に定めるコース必修科目 6単位
- 4 同別表第3-B欄に定めるコース選択科目 8単位

ただし、法学既修者試験の合格者は、法科大学院別表第1欄に定める第1年次の必修科目中、「比較法制度論」を除く科目30単位を第1年次において修得したものとみなされる結果、修了要件は、法科大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、65単位以上を修得することである。

- 1 法科大学院規則別表第6-A欄に定める必修科目 46単位
- 2 同別表第2-A欄及び別表第2-B欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各4単位又は2単位 計18単位

なお、法学既修者のうち、第3年次にビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件は、次の各号に定める単位を含め、65単位以上を修得することである。

- 1 法科大学院規則別表第6-A欄に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」「発展ゼミⅡ」を除

く科目	42 単位
2 同別表第 2-A 欄に定める第 2 年次の選択科目	8 単位
3 同別表第 3-A 欄に定めるコース必修科目	6 単位
4 同別表第 3-B 欄に定めるコース選択科目	8 単位

(4)進級率および修了率

平成 19 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 90.62%、2 年次から 3 年次への進級率 100%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 94.52%

平成 20 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 96.77%、2 年次から 3 年次への進級率 100%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 97.22%

平成 21 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 96.55%、2 年次から 3 年次への進級率 100%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 98.59%

平成 22 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 96.88%、2 年次から 3 年次への進級率 83.33%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 95.77%

平成 23 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 92.31%、2 年次から 3 年次への進級率 93.55%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 96.72%

平成 24 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 93.10%、2 年次から 3 年次への進級率 78.57%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 95.24%

平成 25 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 92.31%、2 年次から 3 年次への進級率 90.32%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 93.75%

平成 26 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 80.00%、2 年次から 3 年次への進級率 91.32%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 89.23%

平成 27 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 85.19%、2 年次から 3 年次への進級率 95.24%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 93.85%

平成 28 年度の進級率

未修者:1 年次から 2 年次への進級率 87.50%、2 年次から 3 年次への進級率 86.36%

既修者:2 年次から 3 年次への進級率 90.63%

入学年度別の修了率(標準修業年限修了者数/入学者数)

平成 16 年度未修者:	76.66%	23/30
既修者:	85.71%	60/70
平成 17 年度未修者:	90.32%	28/31
既修者:	90.54%	67/74
平成 18 年度未修者:	78.12%	25/32
既修者:	87.83%	65/74
平成 19 年度未修者:	93.55%	29/31
既修者:	97.26%	71/73
平成 20 年度未修者:	82.76%	24/29
既修者:	98.59%	70/71
平成 21 年度未修者:	90.63%	29/32
既修者:	92.96%	66/71
平成 22 年度未修者:	76.92%	20/26
既修者:	91.93%	57/62
平成 23 年度未修者:	96.15%	25/26
既修者:	98.39%	60/61
平成 24 年度未修者:	96.30%	26/27
既修者:	96.72%	59/61
平成 25 年度未修者:	75.00%	18/24
既修者:	95.24%	60/63
平成 26 年度未修者:	79.17%	19/24
既修者:	85.94%	55/64
平成 27 年度未修者:	- 未定	/25
既修者:	92.31%	60/65

9. 学費及び奨学金等の学生支援制度

法科大学院生授業料免除状況

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
申請者	34	31	34	32	30	26
全額免除者	19	19	20	22	19	19
半額免除者	9	9	10	8	7	6

※授業料：年額 804,000 円 半期 402,000 円

法科大学院生奨学金受給状況

日本学生支援機構奨学金

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予約採用申請者	23	31	19
予約採用者	22	28	19
在学採用申請者	18	12	12
第一種採用者	15	12	11
第二種採用者	0	0	0
併用貸与者	3	0	1

民間奨学金

※平成 28 年度法科大学院の奨学生

①給与型

公益財団法人千賀法曹育英会奨学金 2 名（平成 28 年度採用）

公益財団法人日本法制学会奨学金 1 名（平成 28 年度採用）

公益財団法人小原白梅育英基金奨学金 1 名（平成 28 年度採用）

②貸与型

平成 28 年度採用なし

10 修了者の進路

平成 27 年度の修了者 78 名（未修者 21 名、既修者 57 名）のうち、77 名（未修者 21 名、既修者 56 名）が平成 28 年司法試験を受験し、50 名（未修者 8 名、既修者 42 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 64.9%（未修者 38.1%、既修者 75.0%）、対修了者比 64.1%（未修者 38.1%、既修者 73.7%）である。

平成 26 年度の修了者 86 名（未修者 28 名、既修者 58 名）のうち、80 名（未修者 24 名、既修者 56 名）が平成 27 年司法試験を受験し、56 名（未修者 13 名、既修者 43 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 70.0%（未修者 54.2%、既修者 76.8%）、対修了者比 65.1%（未修者 46.4%、既修者 74.1%）である。なお、修了者のうち既修者 1 名が前年度予備試験枠で合格をし、その後修了した。

平成 25 年度の修了者 82 名（未修者 22 名、既修者 60 名）のうち、81 名（未修者 21 名、既修者 60 名）が平成 26 年司法試験を受験し、47 名（未修者 7 名、既修者 40 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 58.0%（未修者 33.3%、既修者 66.7%）、対修了者比 57.3%（未修者 31.8%、既修者 66.7%）である。なお、既修者 1 名については、予備試験合格者枠で出願をしている。

平成 24 年度の修了者 86 名（未修者 23 名、既修者 63 名）のうち、81 名（未修者 19 名、既修者 62 名）が平成 25 年司法試験を受験し、49 名（未修者 5 名、既修者 44 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 60.5%（未修者 26.3%、既修者 71.0%）、対修了者比%（未修者 21.7%、既修者 69.8%）である。

平成 23 年度の修了者 93 名（未修者 31 名、既修者 59 名）のうち、85 名（未修者 27 名、既修者 58 名）が平成 24 年司法試験を受験し、54 名（未修者 15 名、既修者 39 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 63.5%（未修者 55.6%、既修者 67.2%）、対修了者比 60.0%（未修者 48.4%、既修者 66.1%）である。

平成 22 年度の修了者 92 名（未修者 25 名、既修者 67 名）のうち、87 名（未修者 23 名、既修者 64 名）が平成 23 年新司法試験を受験し、57 名（未修者 12 名、既修者 45 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 65.52%（未修者 52.17%、既修者 70.31%）、対修了者比 61.96%（未修者 48.00%、既修者 67.16%）である。新司法試験合格者の中で、司法修習以外の進路を選択した者として、文科省 1 名、金融庁 1 名、日銀 1 名がいる。

平成 21 年度の修了者 104 名（未修者 32 名、既修者 72 名）のうち、101 名（未修者 30

名、既修者 71 名）が平成 22 年新司法試験を受験し、57 名（未修者 9 名、既修者 48 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 56.4%（未修者 30.0%、既修者 67.6%）、対修了者比 54.8%（未修者 28.1%、既修者 66.7%）である。別に、民間団体 1 名がいる。新司法試験合格者の中で、司法修習以外の進路を選択した者として、金融庁 1 名、日銀 1 名がいる。

平成 20 年度の修了者 101 名（未修者 28 名、既修者 73 名）のうち、96 名（未修者 25 名、既修者 71 名）が平成 21 年度新司法試験を受験し、70 名（未修者 17 名、既修者 53 名）が合格した。修了者の初年度合格率は、対受験者比 72.9%（未修者 68.0%、既修者 80.3%）、対修了者比 69.3%（未修者 60.7%、既修者 72.6%）である。別に、民間企業 1 名がいる。新司法試験合格者の中で、司法修習以外の進路を選択した者として、金融庁 1 名、日銀 1 名、途上国支援 1 名がおり、進路が広がっている。

平成 19 年度の修了者 99 名のうち、96 名が平成 20 年度新司法試験を受験し、62 名が合格した（対受験者合格率 64.6%、対修了者合格率 62.6%）。平成 21 年度の新司法試験までの累積合格者数は 72 名、対修了者比累積合格率は 72.7%である。

平成 18 年度の修了者 90 名のうち、88 名が平成 19 年度の新司法試験を受験し、54 名が合格した（対受験者合格率 61.3%、対修了者合格率 60.0%）。平成 20 年度の新司法試験までの累積合格者数は 69 名、平成 21 年度新司法試験までの累積合格者数は 72 名であり、対修了者比累積合格率は 80.0%である。

平成 17 年度の修了者 60 名（全員既修者）のうち、53 名が平成 18 年度の新司法試験を受験し、44 名が合格した（対受験者合格率 83.0%）。平成 20 年度までの新司法試験の累積合格者数は 52 名であり、新司法試験未受験者 7 名は全員在学中に旧司法試験に合格しているため、対修了者比累積合格率（新旧を含む）は 98.3%である。なお、2 年次在学中に旧司法試験に合格して中退した者 10 名を加えると、第 1 期既修入学者 70 名のうち、累計で 69 名が新旧いずれかの司法試験に合格しているため、対入学者比累積合格率（新旧を含む）は 98.6%である。